

津山市監査委員告示第1号
令和2年4月8日

地方自治法第199条第12項の規定により令和元年度定期監査(第1次)の結果に基づき措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

【監査対象課名 子育て推進課】

(監査実施日：令和元年11月22日)

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | <p>母親クラブ活動補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた事例があった。交付決定時の事業内容や事業費に変更があり、補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。</p> <p>また、実績報告書の提出の遅延が複数の団体で見られたので、津山市補助金等交付規則第9条に基づき速やかに実績報告書その他関係書類を提出するよう団体に指導されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>補助対象事業費を超えていた母親クラブ活動補助金については、12月10日に過年度返還金として納入済み。</p> <p>補助事業対象団体に対しては、実績報告書の提出遅延がないよう、津山市補助金等交付規則第9条に基づき指導している。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | <p>収納金現金出納簿には、児童扶養手当返還金を領収した日に指定金融機関へ払込みをした旨が記入されていたが、実際は翌日に払い込まれている事例が見られた。「事務処理におけるリスクマネジメント」により作成したリスク個票では、受領した現金は複数の職員での確認を徹底することとされている。現金の残高及び保管状況について収納金現金出納簿との照合を的確に実施されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>原則、収納日の翌日までに現金を入金するようにしているが、領収日や入金日の出納簿への記載について、複数職員での確認を徹底する。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (3) | 子育て推進課及びこども保育課では、歳出科目の20項 児童福祉費のうち目が異なる児童福祉総務費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費それぞれから購入した郵便切手を同一の郵便切手受払簿で管理していた。地方自治法施行令第150条第1項第3号では歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと規定されており、それに伴う郵便切手の管理もそれぞれ目別に郵便切手受払簿を作成されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 郵便切手の管理については、それぞれ目別に郵便切手受払簿を作成していく。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (4) | 子育て推進課及びこども保育課で取り扱う現金、郵便切手等は、鍵のかかる引出しで保管されているが、その鍵は、管理監督者でない職員が管理していた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき金庫鍵等は管理監督者が厳重に保管し管理されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 今後は、平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」により、管理監督者のもと厳重に保管し、他の職員が許可無く使用することができないよう管理を徹底していく。 | |

【監査対象課名 こども保育課】

(監査実施日：令和元年11月22日)

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | <p>保育所負担金の収納整理に用いていた現金出納簿の様式は津山市会計規則第23条に基づいたものではなく、収入金額及び金融機関への払込金額の記入欄の区分がないため入出金状況が一目で判別できるものではなかった。また、すべての収入について「出納員又は分任出納員印」欄に確認の押印がなされていなかった。同条に基づき収納金を整理し、併せて平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」中、「2 公金の取扱い」に基づき複数人による確認をされたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>指摘後速やかに、様式を会計規則に基づいたものに変更し、複数人での確認作業を行っている。</p> | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | <p>平成30年度会計の保育所負担金滞納繰越分として平成30年4月1日に調定されたものの中に、平成29年度会計における当該年度分(現年度分)の未収金が含まれていた。同未収金は、津山市会計規則第38条第1項に基づき平成30年6月1日以降速やかに平成30年度会計へ調定されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>出納室と協議し、指摘された時点では修正できないものであることを確認した。経緯について決裁をとり、今後は適切に対応する。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (3) | <p>勝北風の子こども園に係る平成29年度の延長保育料21,800円は当該年度の出納閉鎖期日までに収納代理金融機関に払い込まれているが、同会計年度には当該延長保育料の調定がされていなかった。津山市会計規則第28条第1項に基づき歳入をしようとするときは当該歳入に係る調定をされたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>正しく事務処理できていない事を課内及び該当園で確認した。今後は、会計規則に基づき適切に処理する。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (4) | こども保育課の幼稚園用郵便切手受払簿の残高と実際に保有している郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 指摘後正しく修正し、その後は定期的に確認作業を行っている。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (5) | 平成31年4月1日の開園に伴い備品登録したつやま東幼稚園の公印3個にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条に基づき標識票を表示して照合及び点検に便利な方法で保管されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 指摘後、通常使用している公印ケースに備品シールを貼り付けた。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (6) | つやま東幼稚園では公印使用簿が備えられていなかった。津山市教育委員会公印規則第7条第2項に基づき公印使用簿を備えられたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 指摘後速やかに公印使用簿を備え、現在は適切に処理している。 | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (7) | <p>収納金現金出納簿にはつやま東幼稚園の預かり保育料を領収した日に指定金融機関へ払込みをした旨が記入されていたが、実際は翌日に払い込まれている事例が見られた。現金の残高及び保管状況について収納金現金出納簿との照合を的確に実施されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>振り込み日の記載誤りについては訂正し、その後は適切に処理を行っている。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (8) | <p>つやま西幼稚園及びつやま東幼稚園の園児が通園に要するバスの利用料の収納について、収納金現金出納簿が作成されていなかった。現金を収納したときは津山市会計規則第23条に基づき収納金現金出納簿により整理されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>指摘後速やかにバス代についての収納金現金出納簿を作成し、適切に処理している。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (9) | <p>公有財産台帳綴りの簿冊に新築した幼稚園に係る財産台帳の保存や配置図及び平面図の添付がない事例が見られた。また、閉園により用途廃止となった幼稚園の土地建物は「公有財産引継報告書」によらずに「公有財産異動報告書」で財産活用課に引き継いでおり、その記載内容も引継土地の詳細及び引継先の相手方名の記入漏れ、引継土地の面積の記入誤り等が複数の園で見られた。津山市公有財産取扱規則第17条第5項及び第25条の規定に基づき適正に事務処理をされたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>指摘後速やかに、配置図等必要書類を添付し、記載漏れの書類の修正、公有財産引継報告書での報告を行い、適切に処理している。</p> | |

【監査対象課名 健康増進課】

(監査実施日：令和元年11月22日)

| | | |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 指摘事項 (1) | 備品登録したデジタル乳児体重計2台及びプロジェクター2台(取得年月はそれぞれ平成26年2月及び平成27年3月)にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置(何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 財産活用課より標識票を再交付してもらい貼付。備品台帳と対象点検済。 | |

| | | |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 指摘事項 (2) | 津山市歯科救急診療等対策協議会運営補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | | 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) |
| | ○ | 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置(何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 事業実施の内容、運用等を再度検討中。 | |

| | | |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 指摘事項 (3) | 愛育委員ボランティア保険補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた。交付決定時の事業内容や事業費に変更があり、補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置(何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をするよう改める。 | |

【監査対象課名 管理課】

(監査実施日：令和元年10月2日)

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 共架電線類に係る道路占用申請及び法定外公共物使用申請の一部が行われていなかったため、事業者から遡及して支払われた使用料を歳入科目の10項 使用料に計上していた。しかし、返還の根拠は民法第167条に基づく民事上の不当利得の返還義務によるものであり、歳入科目は50項 雑入に計上すべき性質のものである。今後は適切に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 使用料として計上していたが、指摘後は雑入として取り扱っている。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | 平成30年度市営住宅明渡し請求に係る損害賠償金の収入未済額959,500円が、令和元年9月時点において調定されていなかった。津山市会計規則第38条第1項に基づき調定されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 損害賠償金の収入未済額959,500円について調定を行った。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (3) | 市営住宅敷金(歳計外現金の預り金)に係る請求権者が不明なものは、原因を調査し適切に管理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | ○ | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 原因の調査に取り組んでいる。 | |

【監査対象課名 土木課】

(監査実施日：令和元年10月2日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 工事中用原材料の受払の管理は、資材支給要望書と町内会用の引渡し帳簿で管理しているが、帳簿と現品を照合して常に保管の状況が分かるように管理できていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項に基づき適正に管理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 工事中用原材料帳簿を作成し、週に1回、帳簿と在庫の照合を行い、適切な管理を実施するよう是正している。 | |

【監査対象課名 都市計画課】

(監査実施日：令和元年10月2日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 一部の利用者に係る津山駅北口広場の使用料は、施設利用許可決定後に納付書を郵送するため使用許可と同時に納付できていなかった。津山駅北口広場条例第9条第2項に基づき適正に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | ○ | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 津山駅北口広場の使用許可は、窓口での手続きを想定しているが、遠方の方が臨時バスパスを使用するとき、郵送によらざるを得なく、使用許可と同時に使用料を納付することができない場合も見られるため、対応を検討する。 | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | 行政財産目的外使用の許可に際して、財産活用課に合議していない事例が見られた。津山市公有財産取扱規則第8条に基づきあらかじめ財産活用課に協議するよう適正に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 担当者の調整により、使用料を免除した場合は合議をしていなかったが、今後は、全ての案件について財産活用課と協議するよう改める。 | |

【監査対象課名 歴史まちづくり推進室】

(監査実施日：令和元年10月2日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 行政財産目的外使用の許可に際して、財産活用課に合議していない事例が見られた。津山市公有財産取扱規則第8条に基づきあらかじめ財産活用課に協議するよう適正に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 津都歴第179号作州城東屋敷 (消防機庫) の行政財産使用許可について改めて財産活用課へ合議を行った。今後は適正な事務処理に努めていく。 | |

【監査対象課名 地域づくり推進室】

(監査実施日：令和元年11月6日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 高倉自治協議会で地域おこし協力隊として活動している嘱託職員が平成30年10月3日から4日までの日程で吉備中央町へ出張した際の出張命令書では、岡山から吉備中央町までの交通手段の記入がなく旅費が0円と記入されていた。交通手段及び旅費が支給されない理由を明記し、適切に行程の管理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 今回の指摘事項は、行事主催者が岡山から吉備中央町まで隊員を移送したことを同室が記していなかったことに起因していることから、今後同様の事象が起こらないよう室内で周知し、適正に旅費計算を行っている。 | |

【監査対象課名 加茂支所 市民生活課】

(監査実施日：令和元年11月6日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 廃棄した旧緊急通報装置及び旧防災無線個別受信機が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第1項に基づき適正に管理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 指摘のあった備品の台帳整理を行う。 | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | <p>庁舎清掃業務委託は、年間作業計画書及び作業報告書の提出がなく口頭による報告となっていた。また、作業報告書の提出が仕様書に明記されていなかった。仕様書に作業計画書及び作業報告書の提出を明記し、確実に委託業務の履行確認をされたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>令和2年度庁舎清掃業務委託契約において、仕様書に「6. 作業員及び作業計画書・作業報告書」の項を設け、報告書の作成・提出を義務づけている。</p> | |

【監査対象課名 勝北支所 市民生活課】

(監査実施日：令和元年10月30日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | <p>庁舎清掃業務委託は、年間作業計画書及びワックス作業などの定期清掃に係る作業報告書の提出がなく口頭による報告となっていた。仕様書に基づき作業計画書及び定期清掃に係る作業報告書の提出を求め、確実に委託業務の履行確認をされたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>委託業者に指示し、作業済報告書については受領し作業確認を行った。今後は年間作業計画書を提出させ、作業後に報告書を踏まえ履行確認を行う。</p> | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | <p>備品登録したデジタルカメラ及び掃除機(取得年月はそれぞれ平成14年2月及び平成15年8月)は現在使用されておらず、その他にも同様の事例が複数見られた。津山市物品会計規則第17条に基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出納員に対し物品不用決定伺書を提出するとともに、当該物品を返納されたい。</p> | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | <p>当該物品について物品不用決定伺書を提出し物品返納した。</p> | |

【監査対象課名 勝北支所 産業建設課】

(監査実施日：令和元年10月30日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 津川ダム環境整備施設管理業務委託は、業務報告書に着手前写真・完了写真が添付されていなかった。また、業務報告書の作業内容に記入誤りがあった。業務報告書を収受した際には、写真の添付や記入内容の点検をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 添付されていなかった着手前写真・完了写真を追加で添付した。業務報告書の作業内容の記入誤りを訂正した。 | |

【監査対象課名 久米支所 市民生活課】

(監査実施日：令和元年10月30日)

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 備品登録したデジタルカメラ及びレーザープリンター(取得年月はそれぞれ平成14年10月及び平成15年6月)が現在使用されていなかった。津山市物品会計規則第17条に基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出納員に対し物品不用決定伺書を提出するとともに、当該物品を返納されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 該当備品は廃棄していることを確認し、物品不用決定伺書を作成提出した。 | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | 3月末に保管中の備品と備品台帳の対照点検による現在高の確認を行っていなかった。津山市物品会計規則第34条に基づき毎年3月末には備品の現在高の確認をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 来年度において備品台帳を元に点検整理し、台帳との整合性をとるよう改める。 | |

【監査対象課名 久米支所 産業建設課】

(監査実施日：令和元年10月30日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 備品台帳で設置場所が庁舎外となっている備品は、3月末に現在高の確認を行っていなかった。津山市物品会計規則第34条に基づき毎年3月末には備品の現在高の確認をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 備品の現在高について確認する。 | |

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | 工事用原材料の受払が受払簿により管理できていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項に基づき帳簿を整えて適正に管理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 原材料受払簿を整備し、在庫管理を行っている。 | |

【監査対象課名 阿波出張所 地域振興課】

(監査実施日：令和元年11月1日)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 指摘事項 (1) | 阿波村お試し住宅の土地の筆界に錯誤があり、隣地の所有者から宅地4.15㎡の寄付を受けたが、財産台帳の修正がされていなかった。公有財産の異動があった場合は、津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき公有財産異動報告書により財産活用課に報告されたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 財産台帳について、津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき公有財産異動報告書により財産活用課に修正報告を行った。 | |

| | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 指摘事項 (2) | 大高下公会堂、竹之下公会堂及び尾所公会堂の敷地は行政財産となっており、現在は地元町内会が使用しているが、使用許可の手続きが執られていなかった。行政財産の使用許可をする場合は、津山市公有財産取扱規則第23条に基づき申請者に使用許可書を交付するよう適正に事務処理をされたい。 | |
| 区 分 (該当に○ 印) | ○ | 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合) |
| | | 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合) |
| | | 3. 未措置 (何もしていない場合) |
| 措置等 の内容 | 当該公会堂敷地について、行政財産から普通財産へ移管を行い、令和2年4月1日付で各自治会長と土地の貸付契約を行う。 | |